

平成25年2月1日（金）現在

【委員意見反映】

（修正案）

地域公共交通に係る答申書

市民が守り・育てる

地域公共交通の構築に向けて

平成25年2月

白岡市地域公共交通市民検討会議

平成25年2月 日

白岡市長 小 島 卓 様

白岡市地域公共交通市民検討会議
会長 佐々木 操

白岡市における今後の地域公共交通の在り方について
(答申)

白岡市地域公共交通市民検討会議設置要綱（平成24年白岡市告示第143号）第2条及び第8条第1項の規定に基づき、当市の今後の地域公共交通の在り方について、別添のとおり答申いたします。

目 次

I	はじめに	1
II	当市の公共交通を取り巻く現状と課題について	2
III	当市の実情を踏まえた公共交通のあるべき姿について	3
IV	当市の実情に合った持続可能な公共交通サービスの在り方について －白岡市地域公共交通市民検討会議答申要旨－	4
1	公共交通サービスの主な対象者について	4
2	持続可能な公共交通サービスの方向性について	4
3	当市にふさわしいと考えられる公共交通サービスの形態に ついて －「 オン・デマンド型車両運行サービス 【デマンド交通】」の提案－	5
V	まとめ	8
【資料】		
○	諮問書	9
○	白岡市地域公共交通市民検討会議委員名簿	10
○	白岡市地域公共交通市民検討会議協議経過	11
○	白岡市地域公共交通市民検討会議設置要綱	12

I はじめに

当市における今後一層の高齢化の進行などから、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者の移動手段を確保する地域公共交通の果たすべき役割は大きくなっていくものと考えられ、市民の移動実態や交通ニーズに見合った持続可能な公共交通サービスの構築が強く求められているものと考えられます状況にあります。

こうした中で、地域公共交通市民検討会議は、小島市長から「当市の現状・課題・ニーズを踏まえた高齢者等のいわゆる交通弱者の方に対する公共交通施策の在り方について」の諮問を受けました。

この諮問事項に対し、当市民検討会議では、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者を対象にした持続可能な公共交通サービスの在り方についての検討を行い、このたび、当市にとってふさわしいと考えられる施策の方向性・考え方がまとまりましたので、ここに答申するものであります。



II 当市の公共交通を取り巻く現状と課題について

当市は、総面積24.88km²の比較的小さな市域にJR宇都宮線の二つの駅を有するとともに、東北自動車道の久喜インターチェンジと蓮田スマートインターチェンジに近く、また、国道122号線や主要地方道岩槻幸手線、春日部菖蒲線、さいたま栗橋線などの県道8路線が通過し、市道の整備と相まって、地域交通及び広域交通の両面において比較的至便な地域であります。

加えて、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジが開設され、今後は当自動車道の全線開通に伴い、特に東西方面の広域的な交通利便性に富むものと予想されています。

しかしながら、地域内交通における主要な公共交通機関として、通勤・通学、買物、通院などの市民の身近な交通手段である民間路線バスは、JR白岡駅西口・菖蒲仲橋間とJR蓮田駅東口・菖蒲仲橋間などの運行にとどまり、その利用者は限定的で、特に市の東部地域においては民間路線バスが全く運行されていない状況にあります。

また、当市では、平成11年から運行を開始した町内循環バスを運行経費や利用状況などを勘案して、平成19年3月をもって廃止した経緯があります。

このようなことから、市民の移動手段、生活の足を確保し、市民生活の利便性の向上を図るため、費用対効果が高く、交通弱者の方~~など~~が利用しやすい公共交通サービスを構築することが求められています。

Ⅲ 当市の実情を踏まえた公共交通のあるべき姿について

- 市民の移動実態・交通ニーズを的確にとらえた上で、真にサービスを必要とする人に対し、持続可能な公共交通サービスを、限られた貴重な財源を有効に活用して提供

当市が取り組むべき地域公共交通施策の在り方・方向性については、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者の方を主な対象にして、買物や通院などの市民生活の利便性の向上を第一の目的に据える必要があると考えられます。

そのためには、市民の移動実態・交通ニーズを的確にとらえた上で、真にサービスを必要とする人に対し、持続可能な公共交通サービスを、限られた貴重な財源を有効に活用して、提供することが重要であると考えられます。

また、市民の移動手段、生活の足として重要な役割を担う地域公共交通施策の検討に当たっては、施策の効率性、有効性及び採算性に最大限の注意を払いつつ、民間の交通事業者はもちろんNPO法人などの市民活動団体等の民間活力の活用を視野に入れた検討を行うとともに、市民に積極的な関与・参画を求め、市民自らが「守り・育てる」という意識と行動に基づき、サービスの利用者である市民の応分の負担により、将来に持続可能なサービスにしていくことが大切なことであると考えられます。

IV 当市の実情に合った持続可能な公共交通サービスの在り方について

－白岡市地域公共交通市民検討会議答申要旨－

1 公共交通サービスの主な対象者について

- 高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などが主な対象者

地域公共交通市民検討会議では、当市の地理的条件や人口動態（地区別人口、階層別人口、特に高齢化率の推移）などを改めて検証するとともに、当市の交通特性や市民の移動実態・交通ニーズ、公共施設、医療機関、スーパーマーケット等の分布状況などを把握した上で、当市における地域公共交通の現状と課題、あるべき姿、効率的・効果的な施策の方向性などについて検討を行って参りました。

その中で、昨年、市が実施した地域公共交通に係る市民アンケート調査や公共施設等利用者ヒアリング調査の結果などから、真に公共交通サービスの提供を必要としている市民の属性について検討を行った結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などが施策の ~~主な~~ 対象者になるということで意見の一致を見ました。

2 持続可能な公共交通サービスの方向性について

- 市民の交通ニーズに応じた効率的で利便性の高いサービス
- コストを重視した無駄のない持続可能なサービス
- 市民の参画・協働の精神を生かしたサービス
- 過去の町内循環バスの廃止の経緯を踏まえたサービス

前述の施策対象者の議論を踏まえて、施策の検討に当たっての基本的考え方について議論を行いました。

~~一点目として、施策の対象者は前述のとおり、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者であること。~~

二一点目は、市民の交通ニーズ（要求、注文）に応じた効率的で利便性の高いサービスであること。

三二点目は、コストを重視した無駄のない持続可能なサービスであること。

四三点目は、市民の参画・協働の精神を生かしたサービスであること。

五四点目は、過去の町内循環バスの廃止の経緯（効率性の確保、ニーズの把握）を踏まえたサービスであること。

このような五四つの基本的考え方に基づき、市民の移動手段、生活の足として重要な役割を担う地域公共交通施策の検討に当たっては、市民生活の利便性の向上を第一に考えるとともに、**持続可能なサービスにするため、施策の効率性、有効性及び採算性に最大限の注意を払いつつ、民間の交通事業者はもちろんNPO法人などの市民活動団体等の民間活力の活用を視野に入れた検討を行うなど、必要な取組を鋭意進めていただくことを期待するものであります。**

また、持続可能な公共交通サービスとするには、市民自らが「守り・育てる」という意識を持ち、応分の負担をして、積極的に利用することが大切なことでもありますので、サービスの検討・実施・評価・改善の各段階において、市民が積極的に関与・参画できるよう配慮してくださることをお願い申し上げます。

NPOに関する記述に対しては、「活用の推進」という御意見と「議論が未了である」との御意見が出されていますので、4日の会議で検討をお願いします。

3 当市にふさわしいと考えられる公共交通サービスの形態について

— 「~~オン・デマンド型車両運行サービス~~【デマンド交通】」の提案—

(1) 新たな公共交通サービス構築に対する期待

市民の交通手段の一つである民間路線バスについては、当市においても縮小傾向にあり、また、それを補完することを一つの目的として導入された「町内循環バス」についても利用状況や運行経費等の理由から平成19年3月をもって廃止されました。

このようなことから高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者向けの要求・注文に応じた公共交通サービス

※ 「デマンド交通」とは

利用者の個別の需要（デマンド）に応じ、かつ、その需要を集約した上で、ドア・ツー・ドア（戸口から戸口へ）型輸送サービスを提供する形態の乗合輸送

の構築が期待されているものと考えられます。

(2) 「~~オン・デマンド型車両運行サービス~~【デマンド交通】」について

デマンド交通については、定時・定路線のバス運行に相對して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態であります。

市民の交通需要、公共施設、医療機関、商業施設等の立地状況、地理的条件等により、運行の区域、車両、運賃、実施主体などの運行形態や運行経費は様々ですが、~~大量一括輸送~~定時・定路線という概念ではなく、市民の個々のニーズ（要求・注文）にきめ細やかに応えられる公共交通サービスとして、地方自治体などから注目されています。

(3) 当市にふさわしいと考えられるデマンド交通の提案

当市民検討会議は、前述のサービスの対象者や方向性の議論を踏まえて、当市にふさわしいと考えられる公共交通サービスの形態として「デマンド交通」を提案いたします。

当市民検討会議において、当市の人口（分布）、面積、高齢化率、公共施設、医療機関、商業施設等の立地状況などの地域特性を踏まえて、当市にふさわしいと考えられるデマンド交通について協議・検討した結果、次に掲げるような形態が望ましいとの結論に至りましたので、今後、市が策定する基本方針及び施策展開に積極的に反映して下さるようお願いを申し上げます。

なお、当市民検討会議が提案するデマンド交通が当市の公共交通サービスとして事業化される場合においては、本格運行の前に十分な試験運行を実施するなど、綿密な検討・準備を行い、その結果を運行区域、車両、運賃等の運行形態に反映させ、市民のニーズに合った、市民が利用しやすいサービスを構築するようお願いを申し上げます。

白岡市地域公共交通市民検討会議が提案する
当市にふさわしいと考えられるデマンド交通の形態

ア 運行区域

~~運行開始当初は、~~市域内を運行区域とする。ただし、運行後の利用者ニーズ等を定期的に把握・分析し、必要に応じて隣接市町の主要な医療機関等を運行対象地に~~指定する~~含めることを検討する~~ものとする~~。

イ 運行車両

~~道路運送法に規定する~~乗車定員11人未満の車両とする。

ウ 運賃

利用者の応分負担（受益者負担の原則）及び税負担の公平性を踏まえつつ、デマンド交通事業の継続性を確保するため、利用者の負担感、支出可能な市予算、市内を運行しているタクシー及び路線バスの運賃、他自治体の運賃等を総合的に勘案して運賃設定を検討する~~ものとする~~。

エ 初期投資費用及びランニングコスト

初期投資費用及びランニングコストについては、事業の継続性を確保するため、デマンド交通に係る需要調査の結果を踏まえて、市民の交通ニーズに的確に対応した必要最小限の費用負担にとどめるものとする。

V まとめ

平成24年9月26日に小島市長から「当市の現状・課題・ニーズを踏まえた高齢者等のいわゆる交通弱者の方に対する公共交通施策の在り方について」の諮問を受け、これまで地域公共交通市民検討会議として精力的に議論を行って参りました。

当市が取り組むべき地域公共交通施策の在り方・方向性については、限られた貴重な財源を有効に活用するため、市民の交通ニーズを的確にとらえた上で、真にサービスを必要とする人に対して、持続可能な公共交通サービスを提供することを基本コンセプトとして、答申をさせていただきます。

また、当市の地域公共交通施策を効果的かつ効率的なものにしていくためには、市の各部局が実施する福祉、環境、産業振興、都市整備、教育などの様々な施策と連携を図るとともに、市民、交通事業者、商業者等と緊密に連携した協働の取組として推進していくことが重要なこととなります。

最後に、当市民検討会議のこの答申が尊重され、当市において持続可能な公共交通サービスの構築に向けた取組が確実に実施されることを希望し、答申とさせていただきます。

平成25年2月

白岡市地域公共交通市民検討会議

会長 佐々木 操

諮 問 書

企 第 157 号

平成24年9月26日

白岡町地域公共交通町民検討会議会長 様

白岡町長 小 島 卓

白岡町における今後の地域公共交通の在り方について（諮問）

白岡町地域公共交通町民検討会議設置要綱(平成24年白岡町告示第143号)第1条及び第2条の規定に基づき、当町の今後の地域公共交通の在り方について下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

当町の現状・課題・ニーズを踏まえた高齢者等のいわゆる交通弱者の方に対する公共交通施策の在り方について

2 諮問理由

近年、当町の人口は微増傾向にあり、平成22年以降は5万人を超えて推移しています。今後も人口の微増傾向は続く見通しです。

一方、平成22年には高齢化率が20パーセントを超えました。今後も少子・高齢化の進行に伴い、高齢者人口（65歳以上）が増加し、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する見通しであり、高齢者の方などの日常生活における移動に不便を来す、いわゆる交通弱者の方も増加すると想定されます。

町では、こうした交通弱者の方の利便性を確保し、高齢者の方や障がい者の方も安心して快適に暮らせるまちづくりを進めることが重要であると認識しております。

このため、当町の課題やニーズに適したより効果的で効率的な公共交通施策について、その方向性、在り方について諮問するものです。

白岡市地域公共交通市民検討会議委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	推薦母体等
1	嶋田 功次 <small>シマダ コウジ</small>	公募委員
2	磯部 春代 <small>イソベ ハルヨ</small>	公募委員
3	堀 富夫 <small>ホリ トミオ</small>	公募委員
4	渡邊 剛 <small>ワタナベ ツヨシ</small>	公募委員
5	佐々木 操 <small>ササキ ミサオ</small>	行政区長会
6	長谷川 博 <small>ハセガワ ヒロシ</small>	行政区長会
7	村尾 齋一郎 <small>ムラオ サイイチロウ</small>	行政区長会
8	市村 春樹 <small>イチムラ ハルキ</small>	行政区長会
9	吉川 すみ子 <small>ヨシカワ スミコ</small>	民生委員・児童委員協議会
10	角田 由美子 <small>スミダ ユミコ</small>	民生委員・児童委員協議会
11	森木 清次 <small>モリキ キョウジ</small>	社会福祉協議会
12	新井 文雄 <small>アライ フミオ</small>	老人クラブ連合会
13	明野 真久 <small>アケノ マサヒサ</small>	昭和タクシー
14	細井 将司 <small>ホソイ マサシ</small>	白岡タクシー
15	尾崎 晴男 <small>オザキ ハルオ</small>	東洋大学総合情報学部教授

白岡市地域公共交通市民検討会議協議経過

<p>第1回 平成24年 9月26日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱書の交付について 2 会長及び副会長の選出について 3 諮問書について 4 基礎調査の中間結果について 5 各委員からの意見について 6 今後の検討スケジュールについて
<p>第2回 平成24年 10月12日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施策対象者の検討について 2 先進自治体等の事例の研究・検討について
<p>第3回 平成24年 11月2日</p>	<p>当市の実情に合った持続可能な公共サービスの在り方について</p>
<p>第4回 平成24年 12月19日</p>	<p>当市の実情に合った持続可能な公共サービスの在り方について</p>
<p>第5回 平成25年 1月22日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通サービスの運行イメージについて 2 受益者負担及び公費負担の在り方について 3 答申書（案）について
<p>第6回 平成25年 2月4日</p>	<p>答申書（案）について</p>

白岡町地域公共交通町民検討会議設置要綱

(設置)

第1条 当町における地域公共交通に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するに当たり、町民からの意見、提言等を聴き、当該基本方針に反映させるため、白岡町地域公共交通町民検討会議（以下「町民検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 町民検討会議は、次に掲げる事項について、町民の視点から検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 基本方針の策定に係る意見、提言等に関する事。
- (2) その他地域公共交通に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 町民検討会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域公共交通について優れた識見を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本方針の策定が完了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 町民検討会議に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、町民検討会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 町民検討会議の会議は、必要に応じ随時開催する。

- 2 町民検討会議の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。
- 3 町民検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席要請等)

第7条 会長は、町民検討会議の所掌事項に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(成果等の報告)

第8条 会長は、町民検討会議の所掌事項に係る成果等を得たときは、速やかに町長にその内容を報告するものとする。

- 2 会長は、町長からの要求があったとき、又は会長が必要と認めたときは、町民検討会議の所掌事項の検討状況を町長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 町民検討会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、町民検討会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。